



暑中お見舞い
申し上げます

百合

◆ 8月の税務と労務

8月

(葉月) AUGUST

2021 (令和3年)

8日・山の日 9日・振替休日

国 税	7月分源泉所得税の納付	8月10日
国 税	6月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)	8月31日
国 税	12月決算法人の中間申告	8月31日
国 税	9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合)	8月31日
国 税	個人事業者の消費税等の中間申告	8月31日
地方税	個人事業税第1期分の納付	都道府県の条例で定める日
地方税	個人住民税第2期分の納付	市町村の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	.	.	.	.

ワン
ポイント

電子納税証明書の印刷利用が可能に e-Taxで取得した電子納税証明書を紙に印刷したものは、これまで納税証明書として利用できませんでしたが、7月から電子納税証明書をPDFデータで受け取ることが可能となり、印刷したものを利用できるようになりました。これに伴い、証明書は偽造防止技術を施した新デザインに変更されています。



毎年8月を過ぎると台風も多くなり、自然災害に対する備えが必要となる時期に入ります。そこで今回は、会社が自然災害により被害を受けた場合等の税制上の取扱いを確認します。

なお、自然災害（以下「災害等」）とは、暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波・噴火その他の異常な自然現象で生じる被害をいい、新型コロナウイルス感染症も含まれます。

1 災害等による期限の延長

会社が災害等により、国税に関する法律に基づく申告・申請その他書類の提出又は納付等の期限までに、これらの行為をすることができないと認められる場合には、災害等がやんだ日から2か月以内に限り、申告期限などが延長されます。

2 災害等による納税の猶予

会社が災害等により、次のような状況に陥ったときには、法人税などについて納税の猶予を受けることができます。

(1) 損失を受けた場合の猶予

この納税の猶予を受けられる会社は、災害等により全積極財産の概ね20%以上の損失を受けた場合で、納税の猶予が受けられる国税は、その損失を受けた日以後1年以内に納付すべきものになります。

(2) 納付が困難な場合の猶予

災害等により、国税を一時に納付することができないと認められる場合には、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができます。

3 新型コロナによる特例猶予

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難になった会社などに対し、令和2年2月1日から3年2月1日までに納期限が到来する国税について、原則として1年間、納税が猶予される特例がありました。

ただし、適用期間は既に経過しているため、令和3

年2月2日以後の納期限到来分からは、感染症の影響により納税が困難になった会社等は、前記2(1)・(2)に該当することにより、それぞれの納税猶予が受けられます。

4 被災した会社に対する法人税の取扱い

(1) 滅失・損壊した資産等

会社が所有する商品や原材料等の棚卸資産・店舗や事務所等の固定資産などの資産が災害等により滅失又は損壊した場合の損失、損壊した資産の取壊し又は除去のための費用及び土砂その他の障害物の除去のための費用は損金の額に算入されます。

(2) 資産の評価損

会社が所有する棚卸資産・固定資産又は一定の繰延資産が災害等により著しい損傷が生じたことにより、その時価が帳簿価額を下回ることとなった場合には、帳簿価額と時価との差額について、損金経理をすることにより、評価損を計上して損金の額に算入することができます。

(3) 復旧のために支出する費用

会社が災害等により被害を受けた固定資産（被害を受けたことにより評価損を計上したものを除き、以下「被災資産」といいます）について、支出する原状を回復するための費用は、修繕費となります。

また、被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事・排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用について、修繕費で経理をしているときは、この処理が認められます。

(4) 災害損失特別勘定の設定等

会社が、災害等のあった日の属する事業年度において、災害等により被害を受けた棚卸資産・固定資産等の修繕等のために、災害のあった日から1年以内に支出する費用の適正な見積額として繰入限度額以下の金額を、損金経理により災害損失特別勘定に繰り入れたときは、その金額がその事業年度の損金の額に算入されます。

ただし、災害等のあった日から1年を経過する日



の属する事業年度において、災害損失特別勘定の残額がある場合には、その残額を取り崩して益金の額に算入する必要があります。

(5) 災害等による損失金の繰越し及び繰戻し還付

会社が所有する棚卸資産・固定資産等について災害等により生じた損失に係る災害損失欠損金額がある場合には、その損失の発生した事業年度が青色申告書を提出できない事業年度であっても、その災害損失欠損金額に相当する金額は、その事業年度から10年間にわたって繰り越して控除されます。

また、会社が、災害等のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度において生じた災害損失欠損金額がある場合には、その災害損失欠損金額に対応する法人税額について、繰り戻して還付を請求することができます。

5 被災した従業員・取引先等への支援に対する法人税の取扱い

(1) 仮設住宅の設置費用

会社が、被災した従業員等の仮設住宅の設置等に伴う資材・組立て等のために支出した金額は、その事業年度の損金の額に算入されます。

(2) 従業員等への災害見舞金

会社が、被害を受けた従業員等やその親族等に対し一定の基準に従って支給する災害見舞金に要した費用は、福利厚生費として損金の額に算入されます。

(3) 取引先に対する災害見舞金

会社が、被災前の取引関係の維持・回復を目的に、取引先に対して支出した災害見舞金等に要した費用は、交際費等に該当せず損金の額に算入されます。

(4) 被災者への自社製品等の提供

会社が、不特定多数の被災者を支援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄附金又は交際費等に該当しないもの（広告宣伝費に準ず

るもの）として、損金の額に算入されます。

6 被災した会社に対する消費税の取扱い

(1) 課税事業者選択届出書等の提出が遅れた場合

会社が災害等により、その課税期間開始前に「消費税課税事業者選択届出書」、「消費税課税事業者選択不適用届出書」、「消費税簡易課税制度選択届出書」又は「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出できなかった場合には、所轄税務署長の承認を受けることで、その課税期間前にこれらの届出書を提出したものとみなされます。

(2) 簡易課税制度の適用を受ける必要が生じた場合等

会社が、被害を受けたことによって災害等の生じた日の属する課税期間等について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合、若しくは受ける必要がなくなった場合には、所轄税務署長の承認を受けることで、災害等の生じた日の属する課税期間等から簡易課税制度の適用を受けること、若しくは適用をやめることができます。

7 中小企業防災・減災投資促進税制の見直し

会社の災害等に対する事前対策強化に向けた設備投資を支援する中小企業防災・減災投資促進税制について、令和3年度税制改正で見直しが行われ、適用期限が令和5年3月末まで延長されました。

同税制は、中小企業等経営強化法に基づき、認定を受けた事業継続力強化計画等に記載された対象資産を事業の用に供した場合には、特別償却を受けることができます。

改正では、対象資産に新型コロナウイルス感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ、無停電電源装置などが追加された一方、火災報知器やスプリンクラー、消火設備、防火シャッターなどが対象外となりました。

ワクチン接種による健康被害

労働者が新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を受けたことで健康被害が生じた場合の労災保険給付の取り扱いについてみていきます（厚生労働省Q&Aより）。

ワクチン接種については、通常、労働者の自由意思に基づくものであることから、業務として行われるものとは認められず、これを受けることによって健康被害が生じたとしても、労災保険給付の対象とはなりません。ただし、医療従事者等に係るワクチン接種による健康

被害は、労災保険給付の対象とされます。

医療従事者等に係るワクチン接種は、労働者の自由意思に基づくものではあるものの、医療機関等の事業主の事業目的の達成に資するものであり、労災保険における取扱いとしては、労働者の業務遂行のために必要な行為として、業務行為に該当するものと認められるためです。なお、高齢者施設等の従事者に係るワクチン接種についても、同様の取扱いとなります。

暑中のご挨拶



暑中お見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に伴い、「緊急事態宣言」が発出されるとともに、「まん延防止等重点措置」が出され、移動の自粛要請等による国民生活や社会経済への甚大な影響が続いており、企業・事業者の経営を圧迫しています。

政府では、企業向け及び労働者向けの各種給付金や支援金の申請期限を延長するなどの支援措置を継続しているほか、令和3年度税制改正法では、“ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生”に向けた経済構造の転換・好循環を図るため、あらゆる分野において税制の特例措置が創設・拡充されており、企業関係では多くの設備投資減税が盛り込まれています。

労務関係では、昨年、大企業で始まったパートタイム・有期雇用労働法における「同一労働同一賃金」が今年4月から全面施行となり、中小企業でも正社員と非正規社員の間で基本給や賞与、手当、福利厚生といった待遇での不合理な格差を設けることの禁止や、労働者への待遇に関する説明義務の強化などがスタートしました。企業としては新型コロナウイルス感染症対策とともに、社内規定の整備等を行い対応していきたいところです。

皆様方のご発展とご健勝を祈念し、ご挨拶といたします。

法人成りに伴う一括償却資産の必要経費算入

Q 個人事業を法人成りします。一括償却資産を法人に引き継ぎますが、前年までに必要経費に算入されていない金額はどのようになりますか。

A 一度、一括償却資産としたものは、譲渡等があっても3年間にわたり均等償却を続けることになっています。

一方、相続があった場合は、その取得価額のうち必要経費に算入されていない部分は、原則、死亡日の属する年分の必要経費に算入し、例外的に死亡日の属する年の翌年以後の各年分に対応する部分は業務を承継した者の必要経費に算入できます。

したがって、法人成りの場合は、事業が廃止され、その事業を承継する人もいないので、全て廃業した日の属する年分の必要経費に算入するのが相当です。

職務に必要な技術等の習得費用

企業が、役員や使用人に対して仕事に関係のある技術や知識を習得させるための費用を支給する場合、①次の3つのいずれかの要件を満たし、②その費用が職務に直接必要で適正な金額であれば、給与として課税しなくても差し支えありません。

- ・技術や知識を習得させるための費用
- ・免許や資格を取得させるための研修会や講習会などの出席費用
- ・直接必要な分野の講義を大学などで受けさせるための費用

一方、学校の授業料等の学資金を支給する場合は、原則、全て課税となります。ただし、使用人本人の高校までの学資金でその修学費用として適正なものは、役員又は使用者である個人の親族のみを対象とする場合を除き課税しなくても差し支えありません。したがって、大学や高専、専修学校及び各種学校の学資金を支給する場合には、上記の①及び②の要件等に該当するものを除いて、給与として課税されます。